

一般病棟に入院している皆様へ

入院基本料について

当病棟では、1日に 75 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び 10 人以上の看護補助者が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

時間帯	看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数
8 : 30～16 : 30	4 名
16 : 30～翌 1 : 00	14 名
翌 1 : 00～8 : 30	14 名

※患者さまの重症度によってはこの限りではありませんのでご了承ください。

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化に関する診療計画について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が協働して、患者さんに関する診療計画を策定致します。入院診療計画書は 7 日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡管理体制、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化の基準を満たしております。

入院時の食事について

当院は、入院時食事療養に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しております。（入院時食事療養 1 / 入院時生活療養 1）

D P C 対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる “D P C 対象病院” となっております。

※医療機関別係数：1.4276（基礎係数：1.0451+機能評価係数Ⅰ：0.2971+機能評価係数Ⅱ：0.0699+救急補正係数：0.0155）

明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者でも医療費の自己負担のない方についても、平成 30 年 4 月 1 日より明細書を無料で発行することと致しました。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

入院費の請求について

入院中の請求は月 1 回です。（毎月 1 日から月末までの分を翌月 10 日前後に請求致します）

180 日を超える入院料の算定について（選定療養費）

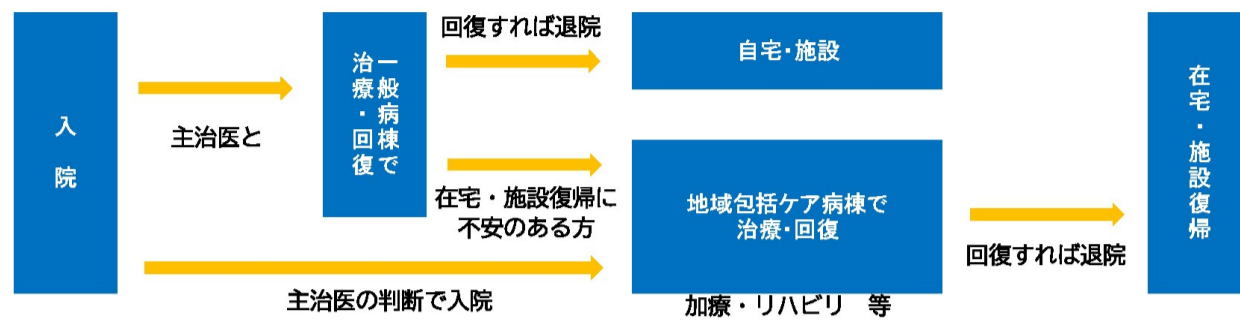
健康保険法等の規定により、180 日を超えて一般病棟に長期入院する患者さんの入院料の一部は、健康保険等の適用対象から外れ、実費分の特別の料金として患者さんご自身にご負担して頂くことがありますのでご了承ください。

* 患者様とご家族様へお願いです！

入院期間中は、原則、他の病院・診療所などの医療機関の受診をすることはできません。
入院期間中に他の医療機関で診察や投薬などを希望される場合は、必ず事前に主治医もしくは病棟の看護師にご相談ください。

地域包括ケア病棟に入院している患者様へ

「地域包括ケア病棟」とは、急性期治療を終えて、すぐに在宅や施設等へ移ることに不安があり、もう少しの入院治療で改善が見込まれる患者様や、自宅（在宅療養）や施設で急変された患者様の受入れを行い、在宅や施設への復帰に向けた治療・支援を目的とした病棟です。



地域包括ケア病棟入院料

在宅復帰支援担当者：1名以上

看護師配置：13対1以上

理学療法士：専従1名以上

作業療法士又は言語聴覚士：専従1名以上

当病棟では、1日に 10 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

時間帯	看護職員 1 人あたりの受け持ち患者数	
8：30～16：30	看護師	10 名
16：30～翌 8：30	看護師	15 名

その他の要件

- 一般病棟用の重要度、医療・看護必要度Ⅱで8分以上
(看護必要度評価票A項目の得点が1点以上の患者又はC項目の得点が1点以上の患者をいう)
- 退院患者のうち在宅へ復帰された方は7割2分5厘以上
- 一般病棟から転棟したものの割合が6割5分未満であること。
- 疾患別リハビリテーションの届出を行っていること。
- リハビリテーションを提供する患者について、一日平均2単位以上提供していること。 等

入院期間について

「地域包括ケア病棟」に入ってから、病状等により変動いたしますが、**最長60日以内**での退院となります。

「地域包括ケア病棟」への入院・転棟にあたっては、主治医が判断し、患者様やご家族の方へご説明・ご提案をさせていただきます。ご了解いただいた場合、地域包括ケア病棟へ移動していただきます。

※ 病状の変化のため主治医が判断すれば、急性期病棟にお部屋を変更いただく場合がございます。

入院時の食事について

当院は、入院時食事療養に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。（入院時食事療養 1/入院時生活療養 1）

入院費について

当院の地域包括ケア病棟では、地域包括ケア病棟入院料2を算定致しております。包括制となっておりますが、年齢や保険の種類などにより、食費・居住費のご負担金は異なりますので、詳しくは医事課までお尋ねください。

なお、入院中の請求は月1回です。（毎月1日～月末までの分を翌月10日前後に請求致します）

明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者でも医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より明細書を無料で発行することと致しました。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものです。その点ご理解いただき、家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

回復期リハビリテーション病棟へ入院している患者様へ

回復期リハビリテーション病棟は、主に脳血管疾患 又は脊髄損傷、大腿骨頸部骨折等の患者様に対してADL能力の向上による、社会復帰、在宅復帰を目指し、早期かつ集中的なリハビリテーションを提供することによって、寝たきり防止と日常生活動作の回復などを図ることを目的とする病棟です。入院より、患者様の身体の機能チェックをさせていただき、リハビリテーション計画書を作成します。それに沿って、訓練・評価・その見直しを行います。

回復期リハビリテーション病棟 1

必要な人数配置は下記の通りです。

医師：専任1名以上
看護配置：13対1以上
看護補助者：30対1以上
理学療法士：専従3名以上
作業療法士：専従2名以上
言語聴覚士：専従1名以上
社会福祉士：専従1名以上
管理栄養士：専任1名以上

当病棟では、1日に25人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び10人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

時間帯	看護職員1人あたりの受け持ち患者数
8:30~16:30	看護師 10名
	看護補助者 10名
16:30~翌8:00	看護師 30名

その他の要件

- 新規入院患者のうち重症患者が4割以上
- 重症の患者の3割以上が退院時に日常生活機能又はFIMが改善していること。
- 退院患者のうち他の保険医療機関へ転院した方を除く方（在宅）復帰された方が、7割以上
- 休日を含め、週7日間リハビリテーションを提供できる体制
- データ提出加算に係る届出をおこなっている
- リハビリテーションの効果に係る実績指数が40以上
- 回復期リハビリテーションを要する状態の患者に対し、1日当たり2単位以上のリハビリテーションを行う

入院費の請求について

入院中の請求は月1回です。（毎月1日から月末までの分を翌月10日前後に請求致します）

	回復期リハビリテーション病棟対象者	算定上限日数
1	脳血管疾患、脊椎損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント手術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊椎炎、多発性神経炎、多発性硬化症、腕神経叢損傷の発症又は手術後、義肢装着訓練を要する状態、	150日
	高次脳機能障害を伴った重症脳血管障害、重度の頸髄損傷、頭部外傷を含む他部位外傷の発症または手術後	180日
2	大腿骨、骨盤、脊椎、股関節または膝関節、2肢以上の多発骨折の発症または手術後	90日
3	外科手術又は肺炎等の治療時の安静により廃用症候群を有しており手術後又は発症後	90日
4	大腿部、骨盤、脊椎、股関節または膝関節の神経・筋または靭帯損傷後	60日
5	股関節または膝関節の置換術後の状態	90日

※上記の日数に関しては診療報酬上の算定の上限であり、実際の入院期間ではありません。

入院時の食事について

当院は、入院時食事療養に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。（入院時食事療養 1/入院時生活療養 1）

明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者でも医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より明細書を無料で発行することと致しました。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものです。その点ご理解いただき、家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。